地方独立行政法人市立吹田市民病院役員報酬規程　現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現　　行	平成27年3月27日施行改正案	平成27年4月1日施行改正案
（賞与） 第７条　----------略---------- ２　賞与の額は、第４項に定める賞与基礎額に、６月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の202.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第40条に定める割合を乗じて得た額とする。 ３ ４　}　----------略----------	（賞与） 第７条　----------略---------- ２　賞与の額は、第４項に定める賞与基礎額に、６月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第40条に定める割合を乗じて得た額とする。 ３ ４　}　----------略---------- 附　則 （施行期日） １　この規程は、平成27年3月27日から施行する。 ２　改正後の地方独立行政法人役員報酬規程（以下「平成27年3月改正後役員報酬規程」という。）第7条第2項の規定は平成26年12月1日から適用する。 （給与の内払） ３　平成27年3月改正後役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、平成27年3月改正後役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。 （委任） ４　附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。	（賞与） 第７条　----------略---------- ２　賞与の額は、第４項に定める賞与基礎額に、６月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の210を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第40条に定める割合を乗じて得た額とする。 ３ ４　}　----------略----------

現　　行	平成27年3月27日施行改正案	平成27年4月1日施行改正案
		附　則 この規程は平成27年4月1日から施行する。